

住民自治リフレッシュプロジェクト ワーキンググループの取組について

住民自治協議会に関する市民への周知WG

現状

見直しの方向性(案)

・住民自治協議会・区や自治会の活動の認知度が低い

・マンション等を含めた転入者への住民自治活動の周知が困難

・住民目線によるストーリー立ての“伝わる”周知を実施
やさしく(わかりやすく)
おもしろく
深く表現

・漫画キャラクターを起用したPR事業を住民自治協議会と協働で企画・展開

4コマ漫画
長年、地方紙に掲載された
親しみやすいキャラクター

キャラクターを通した「住民目線」の
各種ストーリー

<各種媒体の活用>
チラシ、冊子、SNS、動画、
イベント・・・

・マンション等の入居者・転入者向け
チラシ活用による自治会加入促進
・市街地の新設大規模マンションへの
事例を横展開

長野市からのお知らせ

長野市へ転入される皆様へ

区・自治会のご案内

長野市は、地域住民の皆様と協力し合い「暮らしやすいまちづくり」を目指しています。そのための住民自治活動組織を「区」「自治会」と呼んでおり、住民の皆様のご日常生活に最も身近な住民同士の集まりです。

身近な支え合い
災害への備え
生活環境の整備

区や自治会ではこんな活動をしています

01 安全・安心 ・防犯灯の設置、管理 ・災害に備えた避難訓練や助け合い活動（自主防災会活動）	02 地域福祉 ・近所の高齢者が集う「お茶のみサロン」の開催 ・高齢者などの見守り活動	03 環境美化 ・ごみ集積所の管理 ・道路や公園等の美化活動の推進
04 親睦行事 ・住民相互の交流と親睦に関する行事 ・神社のお祭り等の伝統行事 ・育成会や公民館活動	05 広報・情報発信 ・市や地区などの情報を住民の皆さんにお知らせ	06 課題解決 ・区内全体の困りごとを区長等を通じて行政に相談

いざという時のために助け合える関係をつくり、安心・安全な生活を送るため、
長野市は、お住まいの区や自治会へのご加入をお勧めしています。

【区・自治会に関する問い合わせ】
長野市地域・市民生活部地域活動支援課（長野市大字輪賀原町1613 長野市役所第一庁舎4階）
☎ 026-224-7615（直通） ☎ chiki@city.nagano.lg.jp

地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務WG

	現状	見直しの方向性(案)
【関連選択13】 地域福祉推進事業	地域福祉ワーカーと兼務の生活支援コーディネーターを住民自治協議会が雇用し、地域福祉を推進する場合に市が補助金を交付するもの ① 地域福祉ワーカー 805千円/年 長野市単独事業 地域の支えあい活動の創出・担い手の育成等 ② 生活支援コーディネーター 1,495千円/年、活動経費 200千円/年 介護保険事業 介護保険法に定める生活支援体制整備の推進 ・専門性の高い福祉業務が負担	① 地域福祉ワーカー ・高い専門性を要する生活支援コーディネーター業務を除外 ・本来の地域福祉ワーカー業務も専門性を含むため、市が責任をもって地域福祉を推進する体制への移行を検討 ・既に住民自治協議会に定着しているため、移行期間を設けながら、住民自治協議会と調整 ② 生活支援コーディネーター ・市が本来の業務に適した地域包括支援センターへ委託 ・地域との連携を深める仕組みづくりを徹底

委員等推薦に関する事務WG

	現状	見直しの方向性(案)
【必須事務02】民生委員・児童委員候補者の推薦	準備会を設置し、地区ごとに候補者を推薦 要綱・運用基準等(市独自)の見直しを実施 ・委員推薦準備会要綱における委員定数減 ・委員選任基準における年齢制限撤廃 ・活動の目安と考え方に関するQ & Aの作成	現行どおり ただし、 ・現行制度の改善に向けた国への要望を継続 ・市独自の基準や活動の目安等を住民自治協議会や区長・自治会長とも共有し、候補者の推薦につなげる。 ・最近の国の動向等踏まえた見直しを図る。 ・欠員のある地区への支援策を検討する。
① ② ③ 【必須事務03】	① 人権教育推進員の配置 住民自治協議会に「人権教育推進員」の配置を依頼 ② 人権教育・啓発活動の実施 住民自治協議会に人権教育・啓発活動の実施を依頼 ③ 人権擁護委員の推薦 住民自治協議会に候補者の推薦を依頼	① 住自協への依頼を廃止 ・人権関係団体等と連携し研修講師のリストを作成し、地区等からの人権研修企画などの相談に対して、市が助言・講師派遣による支援を行う。 ② 事業実施方法の見直しの検討 ・各地区の状況を調査しそれぞれの地区に合った実施方法を検討 ③ 候補者を市で選定 ・適切な候補者が見つからない場合は地域に相談する。 ・地区外からの選定も可とする。 (本件は住民自治協議会に説明済み)

① ② ③
【必須事務03】
 人権教育推進員の配置

① ② ③
【関連 必須11】
 人権教育・啓発活動の実施

① ② ③
【個別・臨時101】
 人権擁護委員の推薦

募金に関する事務・地域福祉支援のあり方WG

	現状	見直しの方向性(案)
① ② ③ 【必須事務 192016】 ① ② ③ 日赤活動資金の 取りまとめ ① ② ③ 福祉のまちづくりを進めるための実践事業	① 日赤活動資金の取りまとめ ・毎年5月を強調月間として支援者からの日赤活動資金を取りまとめるもの ② 共同募金の取りまとめ ・毎年10月から共同募金の周知と取りまとめを行うもの ③ 福祉のまちづくりを進めるための実践事業 ・共同募金等を原資として、市社協が補助制度を設け実施しているもの ・細かく要件・実施主体等が定められており、地域の自主性を発揮しにくいことに加え、申請・報告事務が煩雑	①② 日赤活動資金・共同募金の取りまとめ ・日赤活動資金と共同募金の取りまとめは、必須事務から除外し、募金の実施方法等を本来の実施主体である募金委員会で議論する。 (参考) ・募金を区費から出すこと、区費と一緒に集めると自体は問題がなく、そこに任意性が担保されているかが重要 ・住民の理解が重要で、募金の使途の更なるPRが必要 ③ 福祉のまちづくりを進めるための実践事業 ・地域の自主性を発揮し、事務負担の軽減を図るため、福祉助成金の一括交付金化を視野に入れ、助成方式の簡素化を進める。 ・令和7年度から、「申請・実績報告の簡素化」と「助成メニューの集約・再編」を試行し、検証を開始する。